



審査会検査を通じて把握した 監査法人の問題等

平成24年7月25日

公認会計士・監査審査会

I. 職業的懐疑心

1. リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

○重要な虚偽表示リスクの識別と評価

○経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続

○IT統制リスクの評価

2. 会計上の見積りの監査

○繰延税金資産

○有価証券

○退職給付引当金

3. その他の監査手続

○確認

○継続企業の前提

○業務を委託している企業の監査

○連結財務諸表の監査

Ⅱ. 監査人の交代(1)

1. 監査業務の引継

○前任監査人による後任監査人の閲覧に供する監査調書の範囲の制限

○監査業務の引継に関する前任監査人の文書化

○期首残高の評価の妥当性等に係る手続の文書化

2. 監査契約の新規の締結及び更新

○監査契約に係るリスク評価

○内部手続の実施

Ⅱ. 監査人の交代(2)

3. 監査人交代時の開示のあり方

○大半は任期満了によりとの開示

(真の交代理由か?)

4. 特定の監査法人による受嘱

○特定の企業等を安易に受嘱する一部の中小監査法人の存在

○新設監査法人の問題との関連

○審査会検査でも重点的に検証

Ⅲ. 監査人と監査役のコミュニケーション

①会社計算規則127条4号

監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項を内容とする報告書を作成する義務。

②会社計算規則131条1号、3号

監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務。

(監査報告書ひな型)(抜粋)

(各監査役は)、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

IV. ファンドに対する監査

- ファンド(証券投資信託、不動産ファンド、投資事業有限責任組合等)に対する監査
- 現状協会レビュー対象外、審査会検査でも未検証
- ファンド監査に関する監査法人間の対応の差
- 受嘱時の監査リスクの認識;特に時価評価の入手可能性
- 監査手続き及び監査の基準;業種別委員会実務指針第14号及び38号

V. 監査法人業界との連携

日本公認会計士協会（含む地域会）、監査法人との間で

- 検査で把握した諸問題について認識共有
- 日本公認会計士協会の幹部、レビュアーとの意見交換実施
- 審査・検査基本計画、検査結果事例集の説明会実施